

入札説明書

一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書に基づき実施するものとする。

入札に参加する者は、この入札説明書その他関係法令を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記【3】の部局等に説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

【1】 公告日 令和6年4月30日

【2】 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 対象となる入札の名称等

- ① 業務名 令和6年度長崎県原子力災害医療ネットワーク事業業務委託
- ② 委託内容 別紙仕様書による。
- ③ 委託期間 契約日から令和7年3月31日まで

(2) 入札書の提出場所及び受領期限等

〔提出場所〕長崎県福祉保健部医療政策課

〔受領期限〕令和6年5月27日（月）午後1時30分まで

〔提出方法〕郵便（書留郵便（一般書留、簡易書留）及び特定記録郵便により、受領期限内必着のこと）で行うこと。

悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等、入札参加者に瑕疵のない特別な理由による郵便遅延が発生した場合、必要に応じて郵便遅延の理由を調査し、開札を延期することもある。

この場合、入札参加者へ開札の延期について通知する。

なお、開札日における立ち合いは任意とする。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

〔開札日時〕令和6年5月27日（月）午後3時00分開始

〔開札場所〕長崎県庁 入札室

(4) 質問書の提出について

当該入札の仕様書に関する質問については、下記期日までに書面にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。（FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。）

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔提出場所〕長崎県福祉保健部医療政策課

〔提出期限〕令和6年5月16日（木）午後3時

※回答については、令和6年5月17日（金）午後5時までに長崎県ホームページに掲載する。

(5) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書に記載すること。
- ③ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回することができないこと。
- ⑤ 郵送により提出する入札書は、代理人による入札は認められないこと。
- ⑥ 再度の入札に限り、代理人が入札することができ、その場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。

<注意事項>

- ・ 入札書は下記のとおり 2 重封筒で提出すること。
 - ① 内封筒には入札書のみを入れ、封筒に入札番号、入札業務名、開札日、会社名、代表者名を記入すること。
 - ② 外封筒には、入札書を入れた内封筒を入れ、封かんの上、封筒に、入札の公告に示す担当部局名、会社名、代表者名、連絡先を記入すること。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印すること。
- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 内封筒のなかに複数の入札書が入っている又は入札書が入った内封筒が複数提出された場合、当該入札は無効となるため、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は「長崎県知事 大石 賢吾」とすること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金

(ア) 見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。

(イ) ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除されるものとする。

・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の 5/100 以上）を締結し、その証書を提出したとき。

・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上締結し、その内容を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

入札保証保険及び契約内容がわかる証明（契約書等）2 件は、令和 6 年 5 月 23 日（木）午後 5 時まで（土・日曜日、祝祭日を除く。）に提出すること。

(ウ) 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

<注意事項>

- ・ 入札保証保険期間の終期は、開札日から起算して 5 日目（県の休日を除く。）とすること。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできないこと。

② 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。

ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
- ・ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出したとき。

なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。

- a 3,000 万円以上
- b 3,000 万円未満 1,000 万円以上
- c 1,000 万円未満

(ウ) 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(7) 再度の入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

再度の入札における入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

(8) 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、下記の①から⑭により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 入札書が所定の日時までに到達しないとき。
- ⑦ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑨ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑩ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑪ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑫ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑬ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑭ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(9) 落札者の決定方法

- ① 本入札は、最低制限価格を設定していない。
- ② 予定価格の制限範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- ③ 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ④ 入札回数は3回を限度とする。
- ⑤ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ⑥ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

<注意事項>

- ・開札日において、期限までに提出された全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。
- ・期限までに提出された入札書を対象とした第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもと、その場で再入札（2回目）、再々入札（3回目）を行う予定である。
- ・再度の入札に参加できる者は、開札に立ち会った入札参加者に限る。

(10) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- ② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによるものであること。

(11) 競争入札の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- ② 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 令和 6 年 4 月 30 日付けの競争入札の参加者の資格等（6 医政第 9 6 号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ④ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

【3】 当該契約事務に関する問合せ及び提出先を担当する部局等の名称

(住 所) 〒850-8570 長崎県長崎市尾上町 3-1
(名 称) 長崎県福祉保健部医療政策課地域医療班
(電 話) 095-895-2461